

# くらしのかわら版

第45号

平成28年10月発行



## 第45号の内容

- ▼12月から衣類の洗濯表示が変わります
- ▼消費者庁発表！健康食品の‘虚偽誇大’表示例
- ▼はしごや脚立の転倒・転落事故に注意！
- ▼今後開催予定の講座等の御案内

## 平成28年12月から衣類の洗濯表示が変わります

今年12月1日から衣類等の繊維製品の洗濯表示が国際規格になったものになります。新しい表示では記号の種類が22種類から41種類に増え、繊維製品の取扱いについてよりきめ細かい情報が提供されるようになります。

また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した繊維製品の取扱いなどが円滑に行えるようになると考えられます。

新しい洗濯表示は、5つの「基本記号」と「付記記号」や数字などを組み合わせて表示されます。

基本記号					表示例	
家庭洗濯	漂白	乾燥	アイロン	クリーニング		液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
						底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
付加記号						タンブル乾燥禁止
<強さ> 線なし 通常 弱い 非常に弱い		<温度> 点 .. ...		<禁止> 		

(※) 新表示では、洗濯機・手洗いどちらも「たらい」に統一されます。たらいの中に人の手が描かれていれば、手洗いするという意味になります。



線は多い方が弱い、点は多い方が高いと覚えましょう

新しい洗濯表示を理解して、衣類の購入時や洗濯の際に上手に使いましょう。

- 衣類を購入するときは・・・

洗濯表示を確認し、家庭で洗濯できるか、クリーニング店が利用できるかなどの参考にしましょう。

●衣類を洗うときは・・・

洗濯表示で示されている強さか、それよりも弱い範囲で洗濯しましょう。

現在の洗濯表示は、「家庭における洗濯などの取扱いはこの方法がよい」と推奨する情報ですが、新しい洗濯表示は、「これ以上強い処理・操作をすると衣類に損傷が起こりうる」という情報ですので注意が必要です。

詳しくお知りになりたい方は、消費者庁 HP「新しい洗濯表示」をご覧ください。

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household\\_goods/laundry\\_symbols.html](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html)

★当センターにて政府インターネットテレビ「記号をよく見て選択上手に！新しい洗濯表示の記号」のDVDを貸し出していますので、ぜひご利用ください！★

(出典：消費者庁ホームページ)

## 消費者庁発表！健康食品の“虚偽誇大”表示例

近年、国民の健康志向の高まりから、健康食品の広告・宣伝が非常に活発になっています。こうした中、消費者庁は今年6月、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（※）」を発表しました。健康食品の次のような表示や広告は、虚偽誇大表示等に当たるおそれがありますので、十分注意してください。

※詳しくは、消費者庁のホームページに掲載されている次のPDFファイルを参照してください。

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/160630premiums\\_8.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_8.pdf)

### ① 医師等の診断や治療によらず病気を治せるかのような表示

例：「この商品を飲めば、医者に行かなくとも動脈硬化を改善！」

「薬に頼らずに、糖尿病や高血圧を改善したい方にオススメです」

### ② 摂取するだけで、短期間で簡単にやせられるかのような表示

例：「寝る前に飲むだけで、何もしなくても、勝手に痩せていきます」

「普段の食事を変えなくても、1か月で10kgも減りました」

### ③ 最上級等の表現を用いている表示

例：「最高のダイエットサプリメント！絶対やせられる〇〇〇サプリ！」

### ④ 体験談を不適切に使用した表示

例：体験者の存在をねつ造したり、体験者のコメントをねつ造する場合

例：一部の都合の良い体験談のみや体験者の都合の良いコメントのみを引用する場合

### ⑤ 試験結果やグラフを不適切に使用した表示

例：試験条件を明瞭に表示していない表示

例：複数の試験結果があるにもかかわらず、効果の大きい試験結果のみを使用する表示

### ⑥ 行政機関の認証等を不適切に使用した表示

## ⑦ 価格等の取引条件を誤認させる表示

例：「今月末までの限定キャンペーン！ 定期購入の初回分を無料で提供します！」と表示しているにもかかわらず、当該月末経過後においても、同様のキャンペーンを継続している場合

なお、上記④に関しては、「個人の感想です」、「効果を保証するものではありません」等の表示をしたとしても、虚偽誇大表示等に当たるか否かの判断に影響を与えるものではなく、体験談等を含む表示内容全体から、商品に健康保持増進効果等があると認識されるにもかかわらず、実際にはそのような効果がない場合には、虚偽誇大表示等に当たると明記されています。

(出典：消費者庁ホームページ)

# はしごや脚立の転倒・転落事故に注意！

はしごや脚立は、庭木の剪定や窓掃除など高所で作業する際に活躍しますが、誤った使い方をすると転倒・転落事故につながる危険があります。NITE（ナイト）による製品事故情報では、平成23年度から平成27年度までの5年間で、はしごや脚立による事故が合計208件（はしご46件、脚立162件）発生しています。そのうち死亡2件、重傷94件と重篤な事故も発生しています。

はしごや脚立の事故では、約7割が使用上の不注意によって発生しています。製品の正しい取扱い方法を確認し、適切に使用することで事故を未然に防ぎましょう。

※ 詳しくは、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ掲載のPDF ファイルをご覧ください。

<http://www.nite.go.jp/data/000081712.pdf>

### 【事例：はしご】

工場内で柱と柱をつなぐ梁に立てかけて登っていたところ、はしご上端の掛かりが少なかったことに加え、はしごを寝かせすぎた状態であったため、はしごが使用者の体重でたわんで梁から外れ、そのはずみで転落し、死亡した。

### 【ひとこと助言】

はしごは「自立せず、立てかけて高所への昇り降りに使用するもの」であり、はしごに乗ったままの作業は禁止されています。また、はしごを使用するときは、一人で昇り降りせず、必ず下で補助者が支えるようにしましょう。

### 【事例：脚立】

砂利の上に置いて、脚立ががたついている状態で、天板をまたいで作業していたところ脚立が傾き、体のバランスを保つことができず転落し、右肩を骨折した。

### 【ひとこと助言】

脚立は昇降面の前後方向には安定していますが、左右方向には転倒しやすいという特徴があります。また、天板に乗ることができるものと天板に乗ることが禁止されているものがあるので、取扱説明書を確認し適切に使用しましょう。

(出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構)

●「無料イラスト」をダウンロードしたつもりが料金の請求。著作物の使用には気をつけて。●

ホームページやパンフレットにイラストを掲載するのに、インターネットで「無料イラスト」と検索してダウンロードしたものを使用したことはありませんか。利用条件のあるものを無断で使用すると、著作権を管理する会社等からイラストの使用料や著作権侵害による損害賠償金等の請求を受けることがあります。

使用する時は著作権者が定める「利用規約」を必ず読み、画像の使用許可が必要か、使用料が発生するものか等を確認しましょう。

著作権については・・・文化庁 HP: [www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken) をご覧ください。

☆☆消費生活センター講座（平成 28 年度下半期）☆☆

月	日	テーマ	講師
11月	24日	<b>くらしの情報セミナー</b> ※参加者募集中！ 「震災から5年、ふくしまの今を語る人～酪農、乳業での安全、安心を求めて」 会場：滋賀県消費生活センター3階研修室	酪農家 但野 忠義 氏 （元福島県畜産振興協会長 元福島県酪農農業協同組合組合長）
1月～3月		<b>消費者講座</b> （地域の見守りを考える） 会場(予定)：守山市、日野町	決まり次第お知らせします。

◆◆高齢者消費者被害防止パネル展◆◆

期 間	場 所
11月7日～11月11日	平和堂あどがわ店(高島市安曇川町西万木55番地)
11月17日～11月25日	アル・プラザ長浜(長浜市小堀450)
12月6日～12月13日	滋賀県湖東合同庁舎1階玄関ロビー(彦根市元町4-1)

◆◇困ったな、変だなと思ったら・・・

まずは消費生活相談窓口へご相談ください！！◆◆

**滋賀県消費生活センター 0749-23-0999**

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで(祝日・年末年始は除く)

**消費者ホットライン ☎188 (いやや!)**

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります

県センター  
開所45周年



「くらしのかわら版」第45号（平成28年10月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)

次号は、平成29年1月下旬に発行予定です。